

社会福祉法人岐阜県福祉事業団

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する基準

施行 平成29年6月29日

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「福祉法」という。）第45条の35に基づき、社会福祉法人岐阜県福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員及び評議員の報酬等並びに費用に関しその基準を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、社会福祉法人岐阜県福祉事業団定款（以下「定款」という。）第15条第1項に定める理事及び監事をいい、定款第5条に基づき置かれる評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、定款第15条第2項に規定する理事長及び同条第3項に規定する専務理事並びに同条第1項第1号に規定する理事のうち評議員会において事業団の職員の中から選任された理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、福祉法第45条の34第1項第3号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、次に定める費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 事業団は、役員等の職務遂行の対価として報酬等を支給する。

- 2 事業団の職員が職員として在籍のまま役員である期間は、社会福祉法人岐阜県福祉事業団職員給与支給規程（以下「給与規程」という。）及び社会福祉法人岐阜県福祉事業団再雇用職員規程に基づく給与を支給し、役員としての報酬等は支給しない。
- 3 常勤役員の報酬月額は、別表1の範囲内で、理事会の承認を得て理事長が定める。
- 4 常勤役員に支給する役職手当は、別表2のとおりとする。
- 5 常勤役員に支給する賞与及びその他の手当は、第5条及び第6条に定めるとおりとする。
- 6 非常勤役員には、理事会への出席の都度、及び監事監査の実施等必要の都度、別表4の報酬を支給する。
- 7 評議員には、評議員会に出席の都度別表4の報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給時期、支給方法及び報酬等より控除する額等の支給に関する詳細は、給与規程に準ずる。

(賞与の支給)

第5条 賞与は期末手当及び勤勉手当とし、その支給額は、期末手当の基礎額及び勤勉手当の基礎額に別表3に掲げる支給率を乗じて得た額とする。

(その他の手当)

第6条 その他の手当は、扶養手当、住居手当及び通勤手当とし、給与規程に準ずる。

(費用弁償)

第7条 事業団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものし、また、前払いを要するものについては、その都度支払うものとする。

(旅費の支給)

第8条 旅費の支給日、支給方法及び支給額等に関する事項は、社会福祉法人岐阜県福祉事業団職員旅費支給規程に準ずる。

(公表)

第9条 事業団は、福祉法第59条の2に基づき、この基準を公表するものとする。

(改廃)

第10条 この基準の改正は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

この基準は、平成29年6月29日から施行する。

別表1（常勤役員の報酬月額）

役職名	報酬月額
理事長	600,000円以内
専務理事	450,000円以内
業務執行理事	450,000円以内

別表2（常勤役員の役職手当）

役職名	月額
理事長	150,000円以内
専務理事	90,000円以内
業務執行理事	90,000円以内

別表3（常勤役員の期末手当及び勤勉手当の支給率）

6月	12月
100分の215以内	100分の235以内

別表4（非常勤役員及び評議員の報酬）

役職名	職務内容等	金額	備考
理事	理事会に出席	10,000円/回	
監事	理事会、評議員会、その他職務に付随する会議等に出席	10,000円/回	
監事	監事監査の実施	20,000円/回	
評議員	評議員会に出席	10,000円/回	